

# 令和4年3月16日発生 of 福島県沖地震の対応について

【連絡先: 川俣町役場 566-2111】

## (1) 福島県沖地震の被害状況について

- ① 人的被害 無し
- ② 建物被害 おてひめわくわくランド（2階天井の一部落下）  
当面の間、2階の使用はできません。  
問合先：子育て支援課子育て支援係 内線2303
- ③ 道路被害 花塚林道 一部片側通行  
問合先：農林振興課農林整備係 内線1507

## (2) 「りさい罹災証明書」及び「ひさい被災証明書」について

【問合先】総務課消防交通係 内線1106

令和4年3月16日の地震により住家などに被害を受けた方を対象に、罹災証明書および被災証明書を発行します。

※ 町では、今回の地震における住宅被害等についての支援策を検討しています。

決定しましたら、改めてお知らせします。

### 【罹災証明書とは】

地震や台風などの自然災害により、居住の実態がある家屋が被害を受けた場合、被災者からの申請に基づき町が被害の程度を認定して発行する証明書です。

### 【被災証明書とは】

罹災証明書に該当しないものを対象とし、それらが被害を受け保険等の手続きに必要な場合被災者からの申請に基づき町が発行する証明書です。具体的には、通常は居住の実態がない家屋や事務所、門扉、塀などの付帯設備、家具などの家財、車、敷地、その他があります。

### 【申請に必要なもの】

被災状況の確認できる写真等

### 【家の被害状況の写真】

片付けや修理の前に、被害状況を写真に撮って保存しましょう。

罹災証明書等を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、必要になります。

家の外と中の写真を撮りましょう。

### 家の外の写真の撮り方

- ・カメラ、スマホなどで、なるべく4方向から撮りましょう。
- ・浸水した場合は、浸水の深さが分かるように撮りましょう。  
※メジャーなどを当てて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良く分かります。

### 家の中の写真の撮り方

- ・家の中の被害状況写真は
    - ① 被災した部屋ごとの全景写真
    - ② 被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。
- 〈想定される撮影箇所〉  
内壁、床、窓、出入口、サッシ、障子、襖、キッチン、洗面台、ユニットバス、トイレ、など

## (3) 災害見舞金支給のお知らせ

【問合先】保健福祉課地域福祉係 内線1403

令和4年3月16日発生 of 地震により、町から罹災証明書を発行された方は、災害見舞金が支給されますので、保健福祉課（4番窓口）まで申請してください。

【持参物】罹災証明書、通帳、印鑑

## (4) 災害ごみの受け入れについて

【問合先】町民税務課生活環境係 内線1307

令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により、一般家庭から発生した以下の災害ごみは、伊達地方衛生処理組合に直接搬入できます。

### 【1 受入日および時間】

受入日：（平日）令和4年3月18日（金）から当面の間

（休日）令和4年4月2日（土）、4月3日（日）の2日間

受付時間：午前8時40分～午前11時30分

午後1時00分～午後4時00分

### 【2 受け入れできるごみ】

- ・木質がれき ・塩ビボタン ・石類 ・瓦類（スレート瓦と焼瓦に分別して搬入）
- ・コンクリートガラ ・土壁類 ・石膏ボード

※地震によって、倒壊、落下したもののみが受け入れの対象となります。被災した建物の解体や修繕工事を行った際に発生したごみは、受け入れの対象外となります。

### 被災証明書の提出が必要なもの

- ・テレビ ・冷蔵庫、冷凍庫 ・エアコン ・洗濯機、衣類乾燥機
- ・デスクトップパソコン等

※1 被災証明書（被害にあった家電の種類が明記されているもの）の写しの提出により、自己搬入が可能です。総務課消防交通係にて、被災証明書（家具内容記載）の交付を受けてください。

※2 地震発生時に使用していたもので、地震による転倒等により使用できなくなったもののみが受け入れの対象となります。以前使用していて処分せず物置等に保管していたものについては、対象外となりますので、ご注意ください。

### 【3 受け入れできないごみ】

- ・地震災害とは関連がない産業廃棄物 ・断熱材（グラスウールを含むもの）
  - ・廃油 ・土砂、汚泥、灰
  - ・自動車部品（バッテリー、タイヤ、ホイール等）、バイク ・農機具類（エンジン付）
  - ・事業所（会社、工場、小売店、飲食店等）から排出されるごみ
- ※ 上記の「受け入れできるごみ」も含む。
- ・損壊家屋の解体撤去物



### 【4 搬入時の注意事項】

- ・災害ごみ毎に分別をしてから搬入してください。
- ・搬入時は、大変混み合うことが想定されるので、感染症対策をして、時間に余裕をもって搬入してください。
- ・ごみの搬入を事業者依頼される場合でも、依頼される方が伊達衛生処理組合に同行し、本人確認証を提示することが必要です。事情により同行が難しい場合は、搬入される前に町民税務課生活環境係にご連絡ください。